

経営力向上設備等を取得し、税制措置を受ける場合

<新規申請>

- ① 申請書（様式第1）押印不要
- ② チェックシート
- ③ 返信用封筒

※宛先記入・切手貼付。認定書（A4 サイズ）を折らずに返送可能なもの。

※追跡を希望される方は書留・レターパック等をご利用ください。

- ④ 工業会等による証明書写し（A 類型の税制措置の場合）

※B・C・D 類型の税制措置の場合は、投資計画の確認申請書写し及び経済産業局の確認書写しを提出してください。

【注意】 発電設備等を取得し税制措置を受ける場合は、「発電設備等の概要等に関する報告書」の添付が必要です。

申請書送付先：〒540-8615 大阪府中央区大手前3-1-4 | 大手前合同庁舎9階
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 宛

<変更申請>

- ① 変更申請書（様式第2）押印不要
- ② 変更申請用チェックシート
- ③ 返信用封筒

※宛先記入・切手貼付。認定書（A4 サイズ）を折らずに返送可能なもの。

※追跡を希望される方は書留・レターパック等をご利用ください。

- ④ 工業会等による証明書写し（A 類型の税制措置の場合）

※B・C・D 類型の税制措置の場合は、投資計画の確認申請書写し及び経済産業局の確認書写しを提出してください。

- ⑤ 実施状況報告書

- ⑥ 直近の経営力向上計画認定書（一式）の写し

【注意】 発電設備等を取得し税制措置を受ける場合は、「発電設備等の概要等に関する報告書」の添付が必要です。

申請書送付先：〒540-8615 大阪府中央区大手前3-1-4 | 大手前合同庁舎9階
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 宛

☆☆経営力向上計画申請プラットフォームより電子申請が可能です☆☆

～「g BizID プライム」アカウント登録→電子申請を推奨しています～

<https://www.keieiryoku.go.jp/>

経営力向上 プラットフォーム 

電子申請のメリット

★申請書作成にあたり、記入のエラーチェックや自動計算等のサポート機能を活用することが可能です

★申請書作成にあたり、一時保存した暫定版の申請書を印刷、確認することが可能です

★申請書の郵送費用が不要になります

★審査の進捗状況が確認できます